

法第41条の特例に係る国の機関の概要

令和 年 月 日現在

A 省庁の概要	① 機関の名称		② 任命権者の官職		
B 外局等の概要	③ 機関の名称		④ 任命権者の官職		
	⑤ ③の機関が①の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項				
C 除外率の設定等	⑥ 省庁及び外局等の除外職員総数	(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く) 人	(ロ) 短時間勤務職員の数 人	(ハ) 職員の数[⑥のイ+⑥のロ×0.5] 人	
	⑦ 省庁及び外局等の旧除外職員総数	(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く) 人	(ロ) 短時間勤務職員の数 人	(ハ) 職員の数[⑦のイ+⑦のロ×0.5] 人	
	⑧ 基準割合 %	⑨ 特例の認定後に適用される除外率 %			
D 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の採用状況	⑩ 職員の数	(イ) 常時勤務する職員の数(短時間勤務職員を除く)	省庁 人	外局等 人	合計 人
		(ロ) 短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ハ) 職員の総数[⑩のイ+(⑩のロ×0.5)]	人	人	人
		(ニ) 除外職員を除く職員の数	人	人	人
		(ホ) 除外率	%	%	%
		(ヘ) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 [⑩のニ-(⑩のホ)×⑩のホ]	人	人	人
	⑪ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	(イ) 重度身体障害者の数	人	人	人
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人
		(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ヘ) 身体障害者の数 [(⑪のイ×2)+⑪のロ+⑪のハ+((⑪のニ+⑪のホ)×0.5)]	人	人	人
		(ト) 重度知的障害者の数	人	人	人
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人
		(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ス) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ワ) 知的障害者の数 [(⑪のト×2)+⑪のチ+⑪のリ+((⑪のヌ+⑪のル)×0.5)]	人	人	人
		(ヰ) 精神障害者の数	人	人	人
		(カ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
(コ) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人		
(ク) 精神障害者の数 [⑪のワ+⑪のカ+(⑪のコ×0.5)]	人	人	人		
⑫ 計 [⑪のヘ+⑪のワ+⑪のク]	人	人	人		
⑬ 実雇用率 (⑫/⑩のヘ×100)	%	%	%		
⑭ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数[(⑩のヘ×法定雇用率)-⑫]	人	人	人		

様式第5号の3（裏面）

〔注意〕

- 1 ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第41条の特例の承認を申請する省庁（内閣府設置法第49条第1項に規定する機関又は国家行政組織法第3条第2項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 2 ③欄には、①欄の省庁の外局等（内閣府設置法第49条第2項に規定する機関、国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会若しくは庁又は同法第8条の3に規定する特別の機関をいう。以下同じ。）であって、①欄の省庁とともに法第41条の特例の承認を申請する機関の名称を記載すること。
なお、①欄の省庁に複数の外局等があり、これらについて同時に特例承認の申請を行う場合は、B欄及びD欄の外局等にかかる欄については、各外局ごとの内訳を記載すること（3つの外局について承認の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。
- 3 ⑤欄には、③欄の外局等が①欄の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項を記載すること。
- 4 ⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑩(イ)欄並びに⑪(イ)、(ロ)、(ト)、(チ)及び(リ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 4-2 ⑥(ロ)欄、⑦(ロ)欄、⑩(ロ)欄並びに⑫(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(ホ)欄には、法第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 4-3 ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑩(ハ)、(ニ)及び(ハ)欄、⑪(ハ)、(フ)及び(ク)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 5 ⑥欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
- 6 ⑦欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
- 7 ⑧欄は、除外職員を除く職員の数（⑩(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑦(ハ)欄）の割合を記載すること。
- 8 ⑨欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑧欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合25%未満であるときは0とすること。
- 9 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
- 10 ⑩(ホ)合計欄には⑨欄の数字を記載すること。
- 11 ⑩(ハ)欄には、⑩(ニ)欄の数に⑩(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 13 ⑭欄には、⑩(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 14 ⑭欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。